

尾道市上下水道事業ビジョン策定業務委託仕様書

1 目的

尾道市上下水道事業における中長期的な経営目標を設定するとともに、経営の健全化や投資の合理化を図り、持続可能な事業の実現を図るための経営計画策定を目的とする。

本市では令和4年3月に「尾道市上下水道事業ビジョン」（計画期間：令和4年度から令和8年度）を策定しており、計画期間の終了に伴い、既存の各種計画を再度精査した上で、必要な現状把握、分析及び将来予測等を行い、限られた財源の中で健全な経営を持続するための優先順位設定等を検討し、経営の目標決定を行い、今後10年間（令和9年度から令和18年度）のビジョンの策定を行うものである。

2 業務概要

（1）業務名

尾道市上下水道事業ビジョン策定業務

（2）業務委託の期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

（3）業務範囲

①水道事業

尾道市水道事業

②下水道事業

尾道市公共下水道事業（雨水）

尾道市公共下水道事業（污水）

尾道市特定環境保全公共下水道事業（污水）

尾道市農業集落排水事業（污水）

尾道市漁業集落排水事業（污水）

（4）計画期間

令和9年度から令和18年度までの10年間

3 業務内容

（1）事業概要の整理

本市における各種の経営指標等を活用して、以下に掲げる項目につき経年比較または他市比較等を実施し、各事業の概要及び経営の現状を整理する。分析にあたっては「経営分析比較表」を踏まえ、本市と協議の上で内容を検討する。

なお、本市が既に経営の現状分析等を実施している場合は、最新の内容を活用すること。

ア 財務状況の現状把握・分析

イ 施設・設備の現状把握・分析

ウ その他（組織、人材、定員、給与、会計処理等）の現状把握・分析

(2) 経営の基本方針の検討

各事業の現状や課題、投資財政計画を踏まえ、基本方針を策定するにあたっての助言を行う。

なお、水道事業は大規模な改築・更新時期を迎えている一方、下水道事業は未整備地区が多い点に留意する。

(3) 投資・財政計画の策定

事業の持続可能な経営目標を勘案しながら、計画期間における各事業の財務シミュレーションを行う。なお、計画期間は10年となるが、計画を策定するうえで算定すべき投資・財源試算等は、総務省のガイドラインに準じ、おおむね30年から50年とする。

水道事業については、有収水量予測を反映した投資・財政計画（収益的収支・資本的収支・資金収支）を算定すること。ただし、アセットマネジメント計画（投資・財源）と水需要予測（将来の人口・給水人口・有収水量）については、本市で策定済または今後策定する計画等を優先的に活用し、計画間の整合性を図ること。また、料金改定の必要性（必要平均改定率）も提示すること。

下水道事業については、セグメント管理している点に留意のうえ、各セグメントの投資・財政計画を算定すること。なお、投資計画においては、現状分析のうえ固定資産台帳をベースとした更新額を試算すること。また、一般会計からの繰入金の算定にも留意すること。ただし、水需要予測（将来の排水人口・有収水量）については、本市で策定済または今後策定する計画等を優先的に活用し、計画間の整合性を図ること。

各事業において、財務目標（当年度純利益・企業債残高・内部留保残高など）を設定し、目標に向けての取組方針をまとめること。

(4) とりまとめ

前項までの検討結果をとりまとめ、「尾道市上下水道事業ビジョン」を策定する。策定時には、総務省の「公営企業の経営に当たっての留意事項について」「経営戦略策定・改定ガイドライン」「経営戦略策定・改定マニュアル」国土交通省の「社会資本整備総合交付金交付要綱」などを勘案しながら内容を検討する。

4 提出書類

受注者は、本業務を実施するにあたり、以下に掲げる書類を発注者に提出し、発注者の了承を得るものとする。

- (1) 業務着手届、工程表
- (2) 業務実施計画書（体制表、従事者名簿を含む）
- (3) その他発注者が指示する書類

5 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。

成 果 品	体 裁	部 数
①尾道市上下水道事業ビジョン（本編）	A 4 版	3 0 部
②打合せ議事録簿	-	一式
③電子データ	CD-R 又は DVD-R	一式
④その他（監督職員が指示するもの）	-	一式

6 守秘義務

受注者は、本業務の履行上知りえた事項を、一切第三者に漏らしてはならない。契約期間終了後においても同様とする。

7 準拠すべき法令等

本業務は、上下水道事業及び地方公営企業に関する法令、図書、総務省及び国土交通省通知等に準拠して行うこと。業務期間中に法令の改定や新たな通知がなされた場合はそれに準拠すること。